

お取引総合レポートサービス規定

1【お取引総合レポートサービス】

- (1) 「お取引総合レポートサービス(以下、「本サービス」という)」とは、当行における預金、債券等の保護預りおよび借入等の取引の内容が一覧できる明細表(以下「本レポート」という)を、通帳・証書に代えて毎月月末を基準日として作成し、その基準日の翌月に届出の住所へ送付するサービスのことをいいます。
- (2) 本レポートの掲載対象となる取引(以下「対象取引」という)は、次の条件をすべて満たす当行所定の取引に限るものとします。
なお、対象取引および本レポートの記載内容は、諸般の事情により変更することがあります。
 本サービスを申込み当店との取引であること
 届出の氏名・住所等がすべて一致していること
- (3) 本サービス申込以前に当店との外貨預金の取引においてステートメント方式を選択している場合は、外貨預金ステートメント(お取引明細書)に代えて本レポートを発行するものとします。

2【申込】

本サービスを申込みときは、当行所定の申込書に本サービスの対象となる預金口座の口座番号等所定の事項を記入のうえ、後記3に定める本サービスの本人確認口座に指定する預金口座の届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、当店に提出してください。

3【本人確認口座の届出】

- (1) 本サービスを申込みときは、本サービスの対象となる預金口座のうちから、次のすべての要件を満たす一の預金口座を本サービスにおける本人確認口座に指定するものとします。
 普通預金口座であること
 通帳またはキャッシュカードが発行されていること
- (2) 本サービスの対象となる外貨預金取引について、本サービス申込以前に外貨預金ステートメント方式を選択している場合は、当該外貨預金ステートメント方式における本人確認口座を、本サービスにおける本人確認口座に指定するものとします。

4【通帳・証書の不発行】

本サービスの契約中は、前記3に定める本人確認口座以外の預金口座については、通帳または証書を不発行とします。
当行所定の書面に、通帳または証書を不発行とする預金口座についてその口座番号等を記入のうえ、当店に提出してください。

5【証書の効力】

前記4において証書不発行と指定した預金口座の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。また、通帳不発行と指定した預金口座の通帳は使用できませんので、直ちに当店に提出してください。

6【本サービス申込後に口座開設する預金通帳等の取扱】

本サービス申込後に新たに当店で預金口座を開設するときは、当該口座の通帳または証書は不発行とします。

7【通帳・証書を不発行とした預金口座にかかる取引】

本サービスにより通帳・証書を不発行とした預金口座について、預金規定等により通帳・証書の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳・証書に代えて前記3に定める本人確認口座の通帳またはキャッシュカードを提出するものとします。

8【本人確認口座の変更】

本人確認口座を変更する場合には、当行所定の書面に必要事項を記入のうえ提出してください。新たに本人確認口座とする預金口座は前記3(1)のすべての要件を満たす預金口座に限るものとします。

この場合、変更前の本人確認口座については通帳を不発行とし、変更後の本人確認口座については通帳を発行するものとします。

9【通帳等による取引への変更】

- (1) 本サービスが解約されたときは、当行は通帳または証書（または外貨預金ステートメント）を発行するものとします。
- (2) 本サービスが解約され、外貨預金について外貨預金ステートメント方式による取引に変更するときは、新たに外貨預金ステートメントにおける本人確認口座を届出するものとします。

10【手数料】

本サービスにかかる当行所定の手数料（以下「手数料」という）は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出なしに、前記3に定める本人確認口座より毎月自動的に引き落とします。この手数料は、本レポート作成の基準日となる日が属する月の当行所定の日（以下「引落日」といいます）に自動的に引き落とすこととします。

なお、手数料は、金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更することがあります。この変更後の手数料は、変更を行った日以後に最初に到来する引落日から適用するものとします。

11【届出事項の変更等】

住所、氏名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

12【通知等】

本サービス利用者が前記11を怠るなど本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当行が本サービス利用者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または本レポートを送付した場合には、送付された本レポートが延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。契約者の成年後見人等に

ついて、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

14【解約】

- (1) 本サービスを解約する時は、申込者は、当行所定の書面を、本人確認口座の届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、当店に提出してください。
- (2) 次の一にでも該当した場合には、当行は本サービスを前記(1)の手続きによらず解約することができます。

本人確認口座が解約された場合

3か月連続して手数料の支払いがない場合

住所変更の届出を怠るなどにより、当行において申込者の所在が明らかでなくなった場合

相続の開始があった場合

15【準拠法、裁判管轄】

このサービスの契約準拠法は日本法とします。このサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)